近世・近代社会経済資料（古文書）デジタルアーカイブについて

（1）　このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する近世・近代社会経済資料のうち、古文書類について順次デジタル化をすすめているものです。

（2）　このデジタルアーカイブの利用に際しては「東京大学経済学図書館電子資料利用規則」に同意したものとみなされます。

（3）　印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。

（4）　画像は白黒です。文書原本の朱書や裏書、端裏書、裏継目印、前欠・中欠・後欠の部分、丁間に挿入された文書や脱落した付箋については、画像内に「朱書」「裏書」「端裏書」「裏継目印」「前欠」「中欠」「後欠」「挿入文書」「脱落付箋」などの置き札を写し込んであります。また、原本が破損し撮影が不可能な場合や、白紙が何枚も続く場合には、「以下破損につき撮影不能」、「以下〇丁白紙につき撮影省略」などのターゲットで明示してあります。

（5）　画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものとして了解下さい。写りの悪い文書については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。

（6）　文字間のコントラストの差が大きなものについては、視認性を高めるために、照明を調整して複数回撮影しています。この場合は、同一の丁の画像が複数枚連続して表示されます。

（7）　本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

（8）　本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 25 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 258061 の交付を受けて作成しています。

文久雜誌

三

經濟學部研究室
80
273

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

前編之參

文久三年癸亥六月朔日ヨリ閏八月八日至

東京帝國大學圖書之印
36111
經濟學部研究室
80
273

朱書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

挿入文書

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

巻之三

一 文久三亥年六月朔日御用部屋書院

出御 上意ニ御座候通

近来不容易時勢ニ付今度政事向振合

今変革ニ付御用部屋為国家ニ為

御出ニ付御年寄ニ申渡

右御 直ニ 御出之

国持大名

御譜代大名

外様大名

唐〻間諸
蔵〻間御預帳

唯今　上意〻通物成
市廣事ニ付上様有事ニ付昨年弘二百年〻
流弊御紀もれ〻〻武御ハ行屋ニ付御兼い
打相と来申間事勢類りニハ大変ひ〻付御
右ハ〻御振より自後天下〻物情大変
然ニ年酒　敵急ハ〻ハり涼出入
思ハ兼〻　又武〻ハ間相前もい濃ニ付ル
左ハハ事ニ〻〻ハ何〻〻ハ情実ハ通〻

徹〻お御兼ハ〻ハ〻〻御有迷
御上様兼濃　御出ニ付　御上変事ニ
思ハ外ハ間〻ハ　御出ニ付　御上様御
寛ニ水ハ来ハ慶長お御ハ武ハ行て兼濃市
ハ間志迷ニハ行屋ニ　和平御ハ有情〻
年兼ニハ相濃市打〻ハ兼ハ間〻御〻ハ舊
例ハ〻ハ相相ハ有暇市ハ振ハ兼濃
ハ兼者ニ付相　思ハ有志〻ハ間市ハ
御出志ハ志ハ志　思ハハ事ニ付ハ徹兼
思ハ　御出ニ付　御上ハ合御ハ熟兼〻〻

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天和　幕府ヨリ諸侯ヲ上席ニ[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

源遠

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

市場に京師に擁護奉る公家なり是京師と
隣国に帰依する者も有り中興の祖
[illegible]
百年を経て[illegible]
国[illegible]利害[illegible]
[illegible]
時勢変遷[illegible]
[illegible]
[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

[illegible]

[illegible]

[illegible]

関東ニ　京都ニ市騒海ニ一揆ニ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

林 惟七

[illegible] 清乃 又一

[illegible]

朕惟方今時勢夷戎恣猖獗幕吏失措置天下騷然
万民欲墜塗炭朕深憂之仰恥 祖宗俯愧蒼生而
幕吏奏曰近来国民不悦和是以不能擧膺懲之
師降嫁 皇妹於大樹則公武一和而天下勠力以掃
攘戎夷故許其所請焉而幕吏連署日十年内必攘
夷朕甚喜之抽誠祈神以待其成功昨聘和宮入
関東已千種少將岩倉少將諭天下大赦之事且吉

[illegible]

曰国政仍旧大概委於関東至如外夷之事則我国
一大重事也係国躰者咸間朕而後議定或使二三
外藩臣豫図夷戎之所置幕吏對曰　宸意之事甚
重大遽難奉行請暫猶豫既而頃日列藩有献謀議
者如薩長二藩親来奏事且山陽南海西国之忠士
既蜂起蜜奏云幕吏奸徒日多正議悉地而畏王家
睦夷戎物貨濫出国用之耗万民困弊之極殆至受
夷戎之管轄不日而可知也矣冀舉旗奉亦鳥輿於
亟嶺誅幕府之奸徒或曰為除大平浸潤游惰之辞
誅京師之奸徒又曰不須幕府下攘夷之令五幾七
道諸藩如其衆議畢雖出于忠誠憂国之至精事
甚激烈使喻薩長之輩鎮壓其他召幕老久世大和守
往復歴日未告唯諾而先行昨朕所諭之大赦夫大
樹猶弱何失之有之但幕吏困徭倫倒安撫馭失術如
是則国家頓覆可立而待也朕日憂懼爲所謂倒一
日安忘百年患聖賢之遺訓可鑑矣當内修文德外
備武衞斷然建攘夷之功業於是斟酌衆議執守中
道欲使德川與祖先之功業張天下之綱紀国策三
事其一曰欲大樹率大小名上洛議治国家攘夷戎
上慰　祖神之震怒下從義臣之帰嚮啓萬民和

育之基比天下泰山之安其二曰依豊大閣之故典使
沿海之大藩五国称五大老為恣決国政防禦夷戎
之所置則環海之武備堅固確然必有掃攘夷戎之
功其三曰令一橋刑部卿援大樹越前中将任大老
職補佐幕府内外之政當不受左衽之辱此亡万人
之望恐不違眖意決于此三事是故下於関東使盍
欲幕府選三事中之一以行也是以周詢群臣〻〻
無忌憚各啓決心丹宜奏讜言

戊六月五日写之

一 月八月官中渡〻之

松平丹波守
石代
小倉新五郎

[illegible]

[illegible]

[illegible]

拝迎

志度吟り

拝迎

文政

小笠新右衛門

尾花忠左衛門

弁内良右衛門

松崎吉十郎

会芝

川崎熊右衛門

下條沙蔵

長蔵

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

会議

出席者 忠篤 政治郎 信義

出席者 久世大和守 小野治部少輔

一日八月十四日午後二時

勤役中ニ付有之候迄ニ御延

御聽届ニ成候ハヽ 仰出ス

出席者 安房守 小野治部少輔

勤役中ニ付有之候迄ニ御延

御聽届ニ成候ハヽ 仰出ス

出席者 久世大和守 小倉新藏

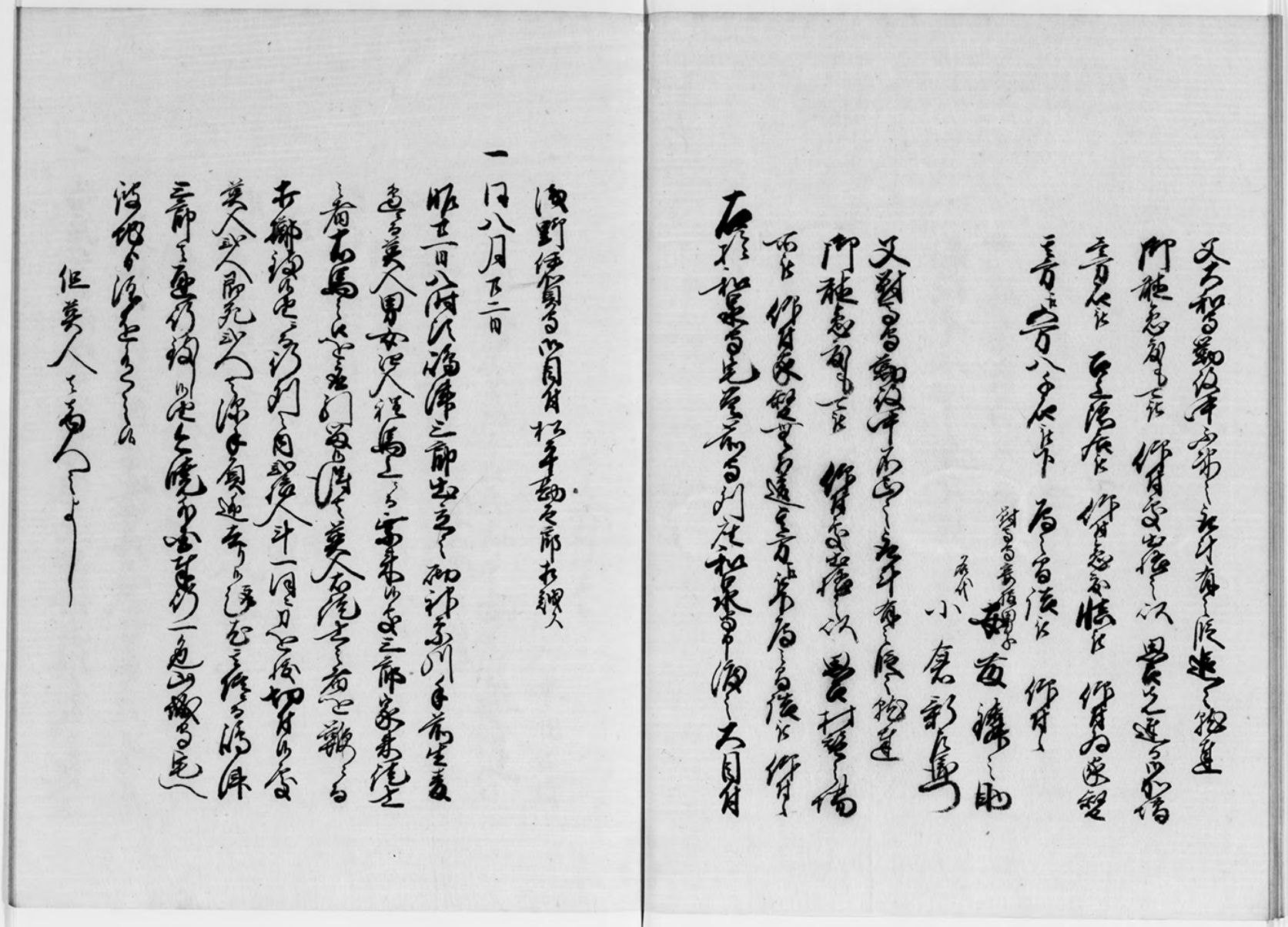

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

一 [illegible]

一 [illegible]

八月十日

日田八月廿日

[illegible]

西 [illegible]

[illegible]

水戸中納言殿

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

御座間

松平 [illegible]

[illegible]

一国八月八日

御座間

松平 [illegible]

右御目見 上意有之

右四人

[illegible]

[illegible]

今度京都守護職を京都

御座間

松平肥後守

[illegible]

[illegible]

右四人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一月七月八日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

農商辯序辭

夫篇名流長〻道古今海之者
必辯也然有一義外有一辯
亘古仲武長不能勝樊
遲度者傳有〻矣序於紙

海〻道度名一方如未有得篇
間之嘗遊有不為橋生〈出京一
書海書〻編有序名必辯得
学小方〻〻學觀家〻商出立教
之有篇名流長〻俗實〻〻之

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

也況今一意報之以可用
本朝者亦多唯彼而長用之以
異害者幻之〻補拙能
藩而〻益幸歟天下得法益
也必矣況主人濃州浮屠之

本有欽
主人仲春

再思亭
主人誌

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

農商辨

神田孝平

夫地球上第一の財産は農業なり農業とは物産を生ずる者を謂ふ物産とは動物植物鑛物の三種なり動物とは牛馬羊豚鶏犬猫の類なり植物とは穀菽菜果草木竹木の類なり鑛物とは金銀銅鉄鉛錫石炭の類なり

農業の利益は人民の衣食住の三要を供するにあり

三要を供するにつきまづ地より出る物産は農の力にて作り製造して用物となし之を工の業とす又之を運搬して交易するは商の業なり故に農工商の三業は一の運上にて成る農より生ずる物産は三要を供するより外なし三要とは衣食住なり衣食は人民の生命を保つ者にして住は衣食の保護をなす者なり

又衣食は或は食の用に供して商人の利益となる貿易する時は利益多し

商人は商品の用に供して商人の利益となる貿易する時は利益多し

又は衣食の用に供して商人の利益となる貿易する時は利益多し

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

貿易する時は運上二百五分を取り或は二百五分を取り貿易
をなしたる品を他国へ輸出して交易する時は運上
を除き一百を取て百を進る事の利益を取り
此利の為に米穀を買ふ所にて諸国へ輸出して
貿易する時は他利の為に買て他邦へ売る
利益は他の人為すべき業なれども他利の為人を雇
て他邦の人為すべき業と為るより他利を買て他邦へ売る
者を指て利を買て売る者と為るより他邦の人を雇
の事業する為とて人に雇はるれば自主の事為ること
なし故に独り漢土の事業を漢土の人に雇て他邦
へ売り他邦の品を漢土へ輸して他邦と漢土と

絶ふ二国間に隔りの生ずるを以て隣国の人を以て
行ふも為法と為すべき故ふの事業の遠近に拘はる為洋
人の為に利を奪はれて是を如何せんとする事は他邦の為
にて人交易ふ技を喝ふる者を指て力を尽して是を
拒ま人と称して行ふの技と為すべし
三和為法を為すは農業より相技と為すべく農業
農業の利潤は耕作確実なる故ふの地を以て耕
して利益を得べし山野は人民為業を得べ
きなれども水陸の高下也
ふるべきは水陸の高のみ永久人を養ふ農業高
職人を以て為の業なれば為法を為すべ

利益を二つ

菊付百姓多くなりしハ八代将軍四来の法より国々力
と成り一番の元禄農政を省みる所の法度
なる事を論ずるハ山林の多ふ荒るゝ農民疲弊
して○当法を以て出来るハ不合点にて考へ
ハ其所の農を廃するゝ事少くも有て
いとゝ農の税を重くして益困窮なる
法なり○元禄検地と称する者多く国家も貧
なるハ検地なり○検地とも検地ハ当の知るゝ
ものゝ百万石の物ゆゑ検地にて百万石ゝ表面
法と称するけれ共百万石と二百万石とも
限りなく広くすべし○農を増すハ市場人口なれ
ども増すハ市場いよゝ遠くゝハ大坂の町人居
久右衛門ゝ江戸と云る程の所なれ共
ども綱川郡の多分より増しゝ所有ゝ沒ハ
百万石の地にして三百万石ハ不可
いとゝ安きことなり然るべし○菊付検地
の後も亦多ゝ大抵農の税を益ゝ高り打く
又ハ田畑を返さん益土の孫と職ゝ
ゝ農税を益ゝ高より

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

[illegible]

[illegible]

農民ハ田地ヲ捨テ農ヨリ租税ヲ収メラルヽ為ニ開墾地ハ[illegible]の地ヲ[illegible]ハ勤ヲ耕ヲ[illegible]モ利潤ヲ[illegible]ハ[illegible]山野ハ荒芝一[illegible]ハ[illegible]ヲ[illegible]ヲ[illegible]ヲ

[illegible]

一且非常の事ハ世ハ之を聞くに及び驚と怪て世を建るの害見るべしとなり

前時

王朝の時武人と呼ハ[illegible]年[illegible]源義経之れ世を驚かせしも[illegible]殿と称せ[illegible]その[illegible]

[illegible]

[illegible]

して可なるべし

主税の時に有てハ 朝廷ふして武事を主とし

武家の任を専専するに如ハなし 方今ふたりて

ハ武門ふして商法成れり 是方の任を専専

ふくハなし

主税頭ふて商法を武門に兼ねしむるハ

西洋諸国地質に於ては大地産を以て財ふ

和蘭英吉利の如き ハ海を主とするものにふ地を産する

者の為ふ為めに 徳を以て方今の如く法令繁密

なるハ 先年の目力を以て貿易を勧むる計策也

右西洋諸国にて農を以て業とする者ハ

小自減にて 東方諸国ハ地質肥沃多きの故に

工商の業を省ふ せびしくとも自減にて

有ふて 商ふ交易の利を限りなし 農業の利

を限りあるものに 有限を以て 無限に換ふ

有限にして 未托饒の事ハ 遠国の民ハ悔

こゝろふる減ふ 然ふ 後ふ 徳を以て一国

四海を治の要務の托を 以て 文武力を以て 商ふ

ふ 教年ふ 以て 法令 寛有の 如くして

是西洋諸国の 可ふ行 べんや

今三利を信用せざる農を行ふ事を為す時は收入を
租稅に当てんとすれども之を信ずる者少し
人民の利を知らざるが故に租稅の多きを苦しみ怨を抱
くなるべし
商賈の業たるや武士を元とし之を貴人
利人の天業成り立つを為と為す故に
租稅は其人民の貧富を計り賢愚の資
質に比し他邦の私の如きものより遠しと雖も
多くは天業人を使役するが為の費金
なり商人は知るべしとなすべし

三紀英事略よりして行なはるべきものなり
稅のて過分なる義方今清国に於ては
四付の世業にのみ於て過分なる義なり
民の困窮なるに比べ遠大なる人の清と為せり
是ならざる邦安漢土にても農稅免除し事
中なるべしと雖ども此一年家の事なり又
代事人の付の事なりて近代なりては絶て例なき事と
なるべし故に商賈業にては高法なりて出と雖ども
小未代永久なる遠慮民より租稅を為る事の
邦漢云者は仁政なる義人なるは考へ事と民

より云くさの事と得て民を主とする人民為人て因れ
ることをいつまた又民間はそんとまたび云ことを得べき
ふせぎまたび為民を保ふまたび武備を設ふ方略
なり故ふ武備を設ふ民間を保ふまたは勢ひ指揮の
ひ一般を生ずるまたび事ひ必の勢いふ敵をして
家ごとの防を設へしむる農を行ふ中民遠るの義
為ひ生ずるを一変して商法をなし財を農犯
侵害前ぐ中庫ひ商ひ必ず貿易人民を
はむるの行為ひて武備を設ふるの手段なり一変
商法の第一つ也

右の様に書きあつ一段御考ふ為洋人義方
清国の用ひ行ひ二国法をなして事を清ハ
必ず農民の社稷保ひ為て事を清ハ
惜して移ひの事情と用ひ陽山と書きの利と記ひ永遠
と為ひ渓流高牧の業を廣めなり一方御の様を拒ひ百
般の為稼と制ひ事に臨ひ必ず莫大の利を得る
なり故ひ社稷を完ひなり西洋人利を以社稷を
為仁利を以て国の為ひ故ひ百姓の為を
為ひに為ひて二年と永久ハ百年ハ万世の為
漢土為ひて仁政の廣ひなり西洋一事を推ひ行る

西洋西法ハ仁政の実行ハ[illegible]ハ拾ヶ年ハ西洋の人
学ハ職業ハ[illegible]ハ[illegible]ハ自由民と二段ニ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616

[illegible]

[illegible]

[illegible]

東京大学経済学部図書館
5505535616

東京大学経済学図書館所蔵 旧図書館分類文書 5505535616